

各介護保険事業者 殿

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室長
(公 印 省 略)

介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び
指定介護予防サービス等の基準等について

介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号、第七十四条第一項及び第二項並びに第七十条第二項第一号の規定による「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」（以下「指定居宅サービス等条例」という。）及び法第五十四条第一項第二号、第百十五条の四第一項及び第二項並びに第百十五条の二第二項第一号の規定による「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例」（以下「指定介護予防サービス等条例」という。）については、令和三年岡山県条例第三十一号及び第三十四号をもって一部改正され、本日から施行されました。これに伴い、運用上の留意事項についても一部改正を行いましたので、運用に当たっては、引き続き次のことに留意し、適切に対応してください。なお、今回、本通知を一部改正したのは、下線部になります。

記

1 本県独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「指定居宅サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等条例」の運用に当たっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準省令」という。）の運用のために発出された「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成十一年九月十七日付け老企第二十五号。以下「基準省令解釈通知」という。）において示されている内容を準用し、これを踏まえて指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、適正な事業運営をすること。

2 本県独自基準についての運用

「指定居宅サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等条例」において本県独自に盛り込まれた基準等については、県独自に運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

(別紙)

第一 指定の要件

(指定居宅サービス等条例第四条、指定介護予防サービス等条例第四条)

指定の申請者は法人でなければならない。ただし、次のア及びイは除く。

ア 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項の診療所をいう。以下同じ。）

又は薬局（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十一項の薬局をいう。以下同じ。）が行う場合の次のサービス

- ・居宅療養管理指導
- ・介護予防居宅療養管理指導

イ 病院又は診療所が行う場合の次のサービス

- ・訪問看護
- ・介護予防訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・介護予防短期入所療養介護

第二 介護サービス

1 訪問介護

(1) 内容及び手続の説明及び同意

(指定居宅サービス等条例第九条第一項)

指定居宅サービス等基準省令の改正に鑑み、相手方の承諾を得て同意書の電子化を可能とする指定居宅サービス等条例の改正（第二百七十七条第二項）に伴い、「できる限り書面により得るものとする」との規定を削除するものである。

(2) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第二十三条第二項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(3) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定居宅サービス等条例第二十四条第二項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要

と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

(4) 一般原則及び虐待の防止に規定する研修等

（一部改正前の指定居宅サービス等条例第三十二条第三項、第四項。改正後の同条例第三条第三項及び第四十条の二）

指定居宅サービス等基準省令の改正に鑑み、高齢者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備し、研修の機会の確保等の措置を義務付けることについて、従来の本県独自の規定を、指定居宅サービス等基準省令と同一の内容に改めたものである。

なお、必要な体制の整備等については、指定居宅サービス等条例の改正附則により3年間の経過措置を設けることとしたが、研修の機会の確保については、従来から本県独自基準として義務付けていたことに鑑み、経過措置は設けていない。

(5) 記録の整備に規定する保存年限

（指定居宅サービス等条例第四十二条第二項）

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度（目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度）の終了後、五年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第三の一の3(9)②、(13)④、(23)②及び(25)の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(6) 基準該当訪問介護

（指定居宅サービス等条例第四十七条）

準用の規定により、(1)から(5)までを参照すること。

2 訪問入浴介護

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

（指定居宅サービス等条例第五十三条第二項）

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。

- (2) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用
(指定居宅サービス等条例第五十四条第二項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。
- (3) 記録の整備に規定する保存年限
(指定居宅サービス等条例第五十八条第二項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。
- (4) 準用
(指定居宅サービス等条例第五十九条)
準用の規定により、1の(1)及び(4)を参照すること。
- (5) 基準該当訪問入浴介護
(指定居宅サービス等条例第六十三条)
準用の規定により、(1)から(3)まで並びに1の(1)及び(4)を参照すること。

3 訪問看護

- (1) 基本取扱方針に規定する質の評価
(指定居宅サービス等条例第七十一条第二項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。
- (2) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用
(指定居宅サービス等条例第七十二条第二項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。
- (3) 記録の整備に規定する保存年限
(指定居宅サービス等条例第七十八条第二項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。
基準省令解釈通知第三の三の3(5)⑤の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。
- (4) 準用
(指定居宅サービス等条例第七十九条)
準用の規定により、1の(1)及び(4)を参照すること。

4 訪問リハビリテーション

- (1) 基本取扱方針に規定する質の評価
(指定居宅サービス等条例第八十四条第二項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。

- (2) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用
(指定居宅サービス等条例第八十五条第二項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。
- (3) 記録の整備に規定する保存年限
(指定居宅サービス等条例第八十八条第二項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。
基準省令解釈通知第三の四の3(3)④の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。
- (4) 準用
(指定居宅サービス等条例第八十九条)
準用の規定により、1の(1)及び(4)を参照すること。

5 居宅療養管理指導

- (1) 基本取扱方針に規定する質の評価
(指定居宅サービス等条例第九十四条第二項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。
- (2) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用
(指定居宅サービス等条例第九十五条第四項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。
- (3) 記録の整備に規定する保存年限
(指定居宅サービス等条例第九十七条第二項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。
- (4) 準用
(指定居宅サービス等条例第九十八条)
準用の規定により、1の(1)及び(4)を参照すること。

6 通所介護

- (1) 基本取扱方針に規定する質の評価
(指定居宅サービス等条例第百四条第二項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。
- (2) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用
(指定居宅サービス等条例第百五条第二項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。

- (3) 一般原則及び虐待の防止に規定する研修等
(一部改正前の指定居宅サービス等条例第百八条第三項、第四項。改正後の同条例第三条第三項及び準用の規定による第四十条の二)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照すること。

(4) 非常災害対策

(指定居宅サービス等条例第百十条)

事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、事業者として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

ア 事業者は、利用者の状態や当該事業所が所在する地域の地理的実情(津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等)を踏まえ、想定される災害の種類(津波・高潮・土砂災害・地震・火災等)ごとに、その規模(当該事業所の所在市町村全体・所在地域・当該事業所・当該事業所の一部分か等)及び被害の程度(ライフラインが1週間程度で復旧される場合、事業所内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等)に応じた実効性のある具体的な計画(消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画)を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法(昭和三十二年法律第百八十六号)第八条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りに努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

イ アの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるほか、実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。

ウ 事業者は、非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように、事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求めるものである。

エ 非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすることを求めるものである。

(5) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等条例第百十二条第二項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。

基準省令解釈通知第三の六の3(3)④の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(6) 準用

(指定居宅サービス等条例第百十三条)

準用の規定により、1の(1)を参照すること。

(7) 基準該当通所介護

(指定居宅サービス等条例第百三十五条)

準用の規定により、(1)から(5)まで及び1の(1)を参照すること。

7 通所リハビリテーション

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第百三十九条第二項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。

(2) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定居宅サービス等条例第百四十条第二項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等条例第百四十五条第二項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。

基準省令解釈通知第三の七の3(1)⑤の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(4) 準用

(指定居宅サービス等条例第百四十六条)

準用の規定により、1の(1)、6の(3)及び(4)を参照すること。

8 短期入所生活介護

(1) 設備及び備品等に規定する廊下の幅

(指定居宅サービス等条例第百五十一条第七項第二号)

併設型の短期入所生活介護事業所のうち、地域密着型介護老人福祉施設を本体施設としてこれに併設しているものについては、住み慣れた地域における在宅介護を支えるサービス基盤の整備を円滑に進める視点から、廊下の幅は、本体施設に係る廊下の幅以上で足りることとしたものである。

- (2) 内容及び手続の説明及び同意
(指定居宅サービス等条例第百五十二条第一項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(1)を参照すること
- (3) 取扱方針に規定する質の評価及び成年後見制度の活用
(指定居宅サービス等条例第百五十五条第六項及び第七項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)及び(3)を参照すること。
- (4) 食事に規定する地産地消
(指定居宅サービス等条例第百五十八条第二項)
食の安全の確保や地場製品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。
- (5) その他サービスの提供
(指定居宅サービス等条例第百六十二条第一項)
充実した日常生活につながるよう、利用者からの要望を考慮して、個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。
- (6) 記録の整備に規定する保存年限
(指定居宅サービス等条例第百六十七条第二項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。
基準省令解釈通知第三の八の3(4)③及び(5)③の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。
- (7) 準用
(指定居宅サービス等条例第百六十八条)
準用の規定により、6の(3)及び(4)を参照すること。
- (8) ユニット型指定短期入所生活介護
ア 設備及び備品等に規定する廊下の幅
(指定居宅サービス等条例第百七十一条第七項第二号)
短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、(1)を参照すること。
イ 取扱方針に規定する質の評価及び成年後見制度の活用
(指定居宅サービス等条例第百七十四条八項及び第九項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)及び(3)を参照すること。
ウ 食事に規定する地産地消
(指定居宅サービス等条例第百七十六条第二項)
短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、(4)を参照すること。

エ 一般原則及び虐待の防止に規定する研修等
(一部改正前の指定居宅サービス等条例第百七十九条第四項、第五項。
改正後の同条例第三条第三項及び準用の規定による第四十条の二)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照すること。

オ 準用
(指定居宅サービス等条例第百八十一条)
準用の規定により、(2)、(6)及び(7)で準用する6の(4)を参照すること。

(9) 基準該当短期入所生活介護
(指定居宅サービス等条例第百八十八条)
準用の規定により、(2)から(6)まで並びに6の(3)及び(4)を参照すること。

9 短期入所療養介護

(1) 取扱方針に規定する質の評価及び成年後見制度の活用
(指定居宅サービス等条例第百九十四条第六項及び第七項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)及び(3)を参照すること。

(2) 食事に規定する地産地消
(指定居宅サービス等条例第百九十九条第二項)
短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、8の(4)を参照すること。

(3) その他サービスの提供
(指定居宅サービス等条例第二百条第一項)
短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、8の(5)を参照すること。

(4) 記録の整備に規定する保存年限
(指定居宅サービス等条例第二百三条第二項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。
基準省令解釈通知第三の九の2(2)②及び(3)②の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(5) 準用
(指定居宅サービス等条例第二百四条)
準用の規定により、6の(3)及び(4)並びに8の(2)を参照すること。

(6) ユニット型指定短期入所療養介護
ア 取扱方針に規定する質の評価及び成年後見制度の活用
(指定居宅サービス等条例第二百九条八項及び第九項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)及び(3)

を参照すること。

イ 食事に規定する地産地消

(指定居宅サービス等条例第二百十一条第二項)

短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、8の(4)

を参照すること。

ウ 一般原則及び虐待の防止に規定する研修等

(一部改正前の指定居宅サービス等条例第二百十四条第四項、第五項。

改正後の同条例第三条第三項及び準用の規定による第四十条の二)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照すること。

エ 準用

(指定居宅サービス等条例第二百十六条)

準用の規定により、(4)並びに(5)で準用する6の(4)及び

8の(2)を参照すること。

10 特定施設入居者生活介護

(1) 取扱方針に規定する質の評価及び成年後見制度の活用

(指定居宅サービス等条例第二百二十六条第六項及び第七項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)及び(3)を参照すること。

(2) 一般原則及び虐待の防止に規定する研修等

(一部改正前の指定居宅サービス等条例第二百三十三条第四項、第五項。

改正後の同条例第三条第三項及び準用の規定による第四十条の二)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照すること。

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等条例第二百三十六条第二項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。

基準省令解釈通知第三の十の3(4)②、(7)及び(12)⑤の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(4) 準用

(指定居宅サービス等条例第二百三十七条)

準用の規定により、6の(4)を参照すること。

(5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

ア 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等条例第二百四十七条第二項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。

基準省令解釈通知第三の十の二の3(4)④の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

イ 準用

(指定居宅サービス等条例第二百四十八条)

準用の規定により、(1) 及び (2) 並びに 6 の (4) を参照すること。

11 福祉用具貸与

- (1) 基本取扱方針に規定する質の評価
(指定居宅サービス等条例第二百五十四条第三項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1 の (2) を参照すること。
- (2) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用
(指定居宅サービス等条例第二百五十五条第二項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1 の (3) を参照すること。
- (3) 一般原則及び虐待の防止に規定する研修等
(一部改正前の指定居宅サービス等条例第二百五十八条第一項、第二項。
改正後の同条例第三条第三項及び準用の規定による第四十条の二)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1 の (4) を参照すること。
- (4) 記録の整備に規定する保存年限
(指定居宅サービス等条例第二百六十二条第二項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1 の (5) を参照すること。
基準省令解釈通知第三の十一の 3 (3) ⑤のニ及び(6) ⑤の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。
- (5) 準用
(指定居宅サービス等条例第二百六十三条)
準用の規定により、1 の (1) を参照すること。
- (6) 基準該当福祉用具貸与
(指定居宅サービス等条例第二百六十五条)
準用の規定により、(1) から (4) まで及び 1 の (1) を参照すること。

12 特定福祉用具販売

- (1) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用
(指定居宅サービス等条例第二百七十三条第二項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1 の (3) を参照すること。
- (2) 記録の整備に規定する保存年限
(指定居宅サービス等条例第二百七十五条第二項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1 の (5) を参照すること。
基準省令解釈通知第三の十二の 3 (1) 及び(4) ④のハの「二年間」

は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(3) 準用

(指定居宅サービス等条例第二百七十六条)

準用の規定により、11の(1)及び(3)並びに1の(1)を参照すること。

第三 介護予防サービス

1 介護予防訪問入浴介護

(1) 内容及び手続の説明及び同意

(指定介護予防サービス等条例第五十一条の二第一項)

指定介護予防サービス等基準省令の改正に鑑み、相手方の承諾を得て同意書の電子化を可能とする指定介護予防サービス等条例の改正(第二百六十七条第二項)に伴い、「できる限り書面により得るものとする」との規定を削除するものである。

(2) 一般原則及び虐待の防止に規定する研修等

(一部改正前の指定介護予防サービス等条例第五十五条の二第三項、第四項。改正後の同条例第三条第三項及び第五十五条の十の二)

指定介護予防サービス等基準省令の改正に鑑み、高齢者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備し、研修の機会の確保等の措置を義務付けることについて、従来の本県独自の規定を、基準省令と同一の内容に改めたものである。

なお、必要な体制の整備等については、指定介護予防サービス等条例の改正附則により3年間の経過措置を設けることとしたが、研修の機会の確保については、従来から本県独自基準として義務付けていたことに鑑み、経過措置は設けていない。

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等条例第五十六条第二項)

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度)の終了後、五年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

(4) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第五十八条第二項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(5) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定介護予防サービス等条例第五十九条第二項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

(6) 基準該当介護予防訪問入浴介護

(指定介護予防サービス等条例第六十三条)

準用の規定により、(1) から (5) までを参照すること。

2 介護予防訪問看護

(1) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等条例第七十四条第二項)

介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。

基準省令解釈通知第四の三の3(2)②の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(2) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第七十六条第二項)

介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照すること。

(3) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定介護予防サービス等条例第七十七条第二項)

介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。

(4) 準用

(指定介護予防サービス等条例第七十五条)

準用の規定により、1の(1)及び(2)を参照すること。

3 介護予防訪問リハビリテーション

(1) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等条例第八十四条第二項)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。
基準省令解釈通知第四の三の4(2)②の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

- (2) 基本取扱方針に規定する質の評価
(指定介護予防サービス等条例第八十六条第二項)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照すること。
- (3) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用
(指定介護予防サービス等条例第八十七条第二項)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。
- (4) 準用
(指定介護予防サービス等条例第八十五条)
準用の規定により、1の(1)及び(2)を参照すること。

4 介護予防居宅療養管理指導

- (1) 記録の整備に規定する保存年限
(指定介護予防サービス等条例第九十三条第二項)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。
- (2) 基本取扱方針に規定する質の評価
(指定介護予防サービス等条例第九十五条第二項)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照すること。
- (3) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用
(指定介護予防サービス等条例第九十六条第三項)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。
- (4) 準用
(指定介護予防サービス等条例第九十四条)
準用の規定により、1の(1)及び(2)を参照すること。

5 介護予防通所リハビリテーション

- (1) 一般原則及び虐待の防止に規定する研修等
(一部改正前の指定介護予防サービス等条例第二百一十一条の二第三項、第四項。改正後の同条例第三条第三項及び準用の規定による第五十五条の十の二)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。

(2) 非常災害対策

(指定介護予防サービス等条例第百二十一条の四)

事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、事業者として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

ア 事業者は、利用者の状態や当該事業所が所在する地域の地理的実情（津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等）を踏まえ、想定される災害の種類（津波・高潮・土砂災害・地震・火災等）ごとに、その規模（当該事業所の所在市町村全体・所在地域・当該事業所・当該事業所の一部分か等）及び被害の程度（ライフラインが1週間程度で復旧される場合、事業所内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等）に応じた実効性のある具体的な計画（消防法施行規則第三条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第八条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りに努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

イ アの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるほか、実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。

ウ 事業者は、非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように、事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求めるものである。

エ 非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすることを求めるものである。

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等条例第百二十三条第二項)

介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。

基準省令解釈通知第四の三の7(2)④の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

- (4) 基本取扱方針に規定する質の評価
(指定介護予防サービス等条例第二百五条第二項)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照すること。
- (5) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用
(指定介護予防サービス等条例第二百二十六条第二項)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。
- (6) 準用
(指定介護予防サービス等条例第二百二十四条)
準用の規定により、1の(1)を参照すること。

6 介護予防短期入所生活介護

- (1) 設備及び備品等に規定する廊下の幅
(指定介護予防サービス等条例第一百三十三条第七項第二号)
併設型の介護予防短期入所生活介護事業所のうち、地域密着型介護老人福祉施設を本体施設としてこれに併設しているものについては、住み慣れた地域における在宅介護を支えるサービス基盤の整備を円滑に進める視点から、廊下の幅は、本体施設に係る廊下の幅以上で足りることとしたものである。
- (2) 内容及び手続の説明及び同意
(指定介護予防サービス等条例第一百三十四条第一項)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(1)を参照すること
- (3) 記録の整備に規定する保存年限
(指定介護予防サービス等条例第一百四十二条第二項)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。
基準省令解釈通知第四の三の8(2)③の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。
- (4) 基本取扱方針に規定する質の評価
(指定介護予防サービス等条例第一百四十四条第二項)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照すること。
- (5) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用
(指定介護予防サービス等条例第一百四十五条第二項)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。
- (6) 食事に規定する地産地消
(指定介護予防サービス等条例第一百四十七条第二項)

食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。

(7) その他サービスの提供

(指定介護予防サービス等条例第百五十一条第一項)

充実した日常生活につながるよう、利用者からの要望を考慮して、個々の嗜好応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。

(8) 準用

(指定介護予防サービス等条例第百四十三条)

準用の規定により、5の(1)及び(2)を参照すること。

(9) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護

ア 設備及び備品等に規定する廊下の幅

(指定介護予防サービス等条例第百五十四条第七項第二号)

介護予防短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、(1)を参照すること。

イ 一般原則及び虐待の防止に規定する研修等

(一部改正前の指定介護予防サービス等条例第百五十八条第四項、第五項。改正後の同条例第三条第三項及び準用の規定による第五十五条の十の二)

介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。

ウ 食事に規定する地産地消

(指定介護予防サービス等条例第百六十三条第二項)

介護予防短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、(6)を参照すること。

エ 準用

(指定介護予防サービス等条例第百六十条及び第百六十五条)

準用の規定により、(2)から(5)まで及び(8)で準用する5の(2)を参照すること。

(10) 基準該当介護予防短期入所生活介護

(指定介護予防サービス等条例第百七十二条)

準用の規定により、(2)から(7)まで並びに5の(1)及び(2)を参照すること。

7 介護予防短期入所療養介護

(1) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等条例第百八十一条第二項)

介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。

基準省令解釈通知第四の三の9(2)③の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

- (2) 基本取扱方針に規定する質の評価
(指定介護予防サービス等条例第百八十三条第二項)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照すること。
- (3) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用
(指定介護予防サービス等条例第百八十四条第二項)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。
- (4) 食事に規定する地産地消
(指定介護予防サービス等条例第百八十八条第二項)
介護予防短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、6の(6)を参照すること。
- (5) その他サービスの提供
(指定介護予防サービス等条例第百八十九条第一項)
介護予防短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、6の(7)を参照すること。
- (6) 準用
(指定介護予防サービス等条例第百八十二条)
準用の規定により、5の(1)及び(2)並びに8の(2)を参照すること。
- (7) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護
ア 一般原則及び虐待の防止に規定する研修等
(一部改正前の指定介護予防サービス等条例第百九十五条第四項、第五項。改正後の同条例第三条第三項及び準用の規定による第五十五条十の二)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。
イ 食事に規定する地産地消
(指定介護予防サービス等条例第二百条第二項)
介護予防短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、8の(6)を参照すること。
ウ 準用
(指定介護予防サービス等条例第百九十七条及び第二百二条)
準用の規定により、(1)から(3)まで並びに(6)で準用する5の(2)及び6の(2)を参照すること。

8 介護予防特定施設入居者生活介護

- (1) 一般原則及び虐待の防止に規定する研修等
(一部改正前の指定介護予防サービス等条例第二百十四条第四項、第五項。改正後の同条例第三条第三項及び準用の規定による第五十五条十の二)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)

を参照すること。

- (2) 記録の整備に規定する保存年限
(指定介護予防サービス等条例第二百十七條第二項)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。
基準省令解釈通知第四の三の10(2)②の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。
- (3) 基本的取扱方針に規定する質の評価
(指定介護予防サービス等条例第二百十九條第二項)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照すること。
- (4) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用
(指定介護予防サービス等条例第二百二十條第二項)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。
- (5) 準用
(指定介護予防サービス等条例第二百十八條)
準用の規定により、5の(2)を参照すること。
- (6) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護
 - ア 記録の整備に規定する保存年限
(指定介護予防サービス等条例第二百三十四條第二項)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。
 - イ 準用
(指定介護予防サービス等条例第二百三十五條及び第二百三十七條)
準用の規定により、(1)、(3)及び(4)並びに5の(2)を参照すること。

9 介護予防福祉用具貸与

- (1) 一般原則及び虐待の防止に規定する研修等
(一部改正前の指定介護予防サービス等条例第二百四十四條第一項、第二項。改正後の同条例第三条第三項及び準用の規定による第五十五条の十の二)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。
- (2) 記録の整備に規定する保存年限
(指定介護予防サービス等条例第二百四十八條第二項)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。
基準省令解釈通知第四の三の11(3)③の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

- (3) 基本取扱方針に規定する質の評価
(指定介護予防サービス等条例第二百五十条第二項)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照すること。
- (4) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用
(指定介護予防サービス等条例第二百五十一条第二項)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。
- (5) 準用
(指定介護予防サービス等条例第二百四十九条)
準用の規定により、1の(1)を参照すること。
- (6) 基準該当介護予防福祉用具貸与
(指定介護予防サービス等条例第二百五十四条)
準用の規定により、(1)から(4)まで及び1の(1)を参照すること。

10 特定介護予防福祉用具販売

- (1) 記録の整備に規定する保存年限
(指定介護予防サービス等条例第二百六十二条第二項)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。
基準省令解釈通知第四の三の12(3)③の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。
- (2) 基本的取扱方針に規定する質の評価
(指定介護予防サービス等条例第二百六十四条第二項)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照すること。
- (3) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用
(指定介護予防サービス等条例第二百六十五条第二項)
介護予防訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。
- (4) 準用
(指定介護予防サービス等条例第二百六十三条)
準用の規定により、1の(1)及び9の(1)を参照すること。